

平成 2 1 年度特別支援教育研究研修員制度実施要項

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

1 目的

各都道府県等において特別支援教育の推進の中核となる教職員を対象に、本研究所が政策的な課題や教育現場の喫緊の課題について実施する「重点推進研究」や「専門研究」に直接参画し研究を行うことにより、各都道府県における特別支援教育を推進していくリーダーとしての資質の向上や各都道府県等の教育政策や教育研究の推進に寄与する専門性の向上を図ることを目的とする。

2 対象

- (1) 特別支援学校及び幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校並びに教育委員会、特別支援教育センター等において障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員であること。
- (2) 障害のある幼児児童生徒の教育に関し都道府県等で指導的立場に立つ者又は立つことが期待される者であること。

3 資格（(1)及び(2)の両方を満たすこと。）

- (1) 教職経験年数5年以上の者で、原則として、障害のある幼児児童生徒の教育の経験年数が3年以上あるもの。
- (2) 障害のある幼児児童生徒の教育に関する研究を遂行できる資質能力を有している者であること。

4 対象研究系及び研究課題名

対象とする研究系及び研究課題名は、下表のとおりである。
なお、各研究概要（別紙1）を参照のこと。

対象研究系	対象研究課題名	研究期間
総合的・横断的研究系 (3名程度)	特別支援教育における教育課程の在り方に関する研究 - 複数の障害種への対応及び幼・小学部から高等部までの一貫した教育課程の工夫 - (重点推進研究)	平成20～21年度
	障害のある子どもへの一貫した支援システムに関する研究 - 後期中等教育における発達障害への支援を中心として - (重点推進研究)	平成20～21年度
	特別支援学校における学校評価に関する実際研究【仮題】	新規（予定）
	特別支援教育におけるICF-CYの活用に関する実際研究	平成20～21年度
	障害のある子どもへの進路指導・職業教育の充実に関する研究	平成20～21年度
	重複した障害のある子どもの教育に関する実態把握と教育支援に関する研究【仮題】	新規（予定）
感覚障害・言語障害研究系 (2名程度)	特別支援学校及び通常の学校に在籍する視覚障害のある児童生徒の教科指導の質の向上に関する研究	平成20～21年度
	聾学校における授業とその評価に関する研究 - 手話活用を含めた指導法の改善と言語力・学力の向上を目指して -	平成20～21年度
	言語障害教育における指導の内容・方法・評価に関する研究 - 言語障害教育実践ガイドブックの作成に向けて -	平成20～21年度
運動障害・健康障害研究系 (2名程度)	肢体不自由のある子どもの教育における教員の専門性向上に関する研究 - 特別支援学校（肢体不自由）の専門性向上に向けたモデルの提案 -	平成20～21年度
	小・中学校に在籍する病気による長期欠席者への特別支援教育の在り方に関する研究	平成20～21年度
知的障害・発達障害研究系 (3名程度)	自閉症スペクトラムの児童生徒に対する効果的な指導内容・指導方法に関する実際研究 - 小・中学校における特別支援学級を中心に - (重点推進研究)	平成20～21年度
	小・中学校等における発達障害のある子どもへの教科教育等の支援に関する研究 (重点推進研究)	平成20～21年度
	知的障害教育におけるキャリア教育の在り方に関する研究 - 「キャリア発達段階・内容表（試案）」に基づく実践モデルの構築を目指して -	平成20～21年度

5 募集人員

受け入れる研究研修員は、各研究系ごとに、2名～3名程度（研究課題ごとには、1名～2名程度）計10名とする。

6 研修期間及び研修時間

- (1) 研修期間は、平成21年4月15日（水）から平成22年3月17日（水）までとする。
なお、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日、並びに12月29日から翌年の1月3日までの日（年末年始の休日）は、休日とする。
- (2) 研修時間は、8時30分から17時15分までとする。

7 研修内容

研究研修員の研修内容は、参画する当該研究チームと協議し、担当研究職員の支援の下で、以下の活動により研究研修計画を作成し、実施する。

- (1) 当該研究チームの研究活動への参画
- (2) 当該研究に関連した自己の有する課題に関する研究の実施
なお、研究研修員が希望する場合には、研究所の主催する他の研修等の講義を聴講することができる。

8 研究研修員の推薦手続

- (1) 次の者を推薦者とする。
 - ア 国立大学の附属学校の教員については、当該国立大学長とする。
 - イ 公立学校の教員及び教育委員会、特別支援教育センター等の教職員については、当該都道府県又は当該政令指定都市の教育委員会教育長とする。
 - ウ 私立学校の教員については、当該都道府県知事とする。
- (2) 推薦者は、候補者を選定し、別紙様式1及び2により本研究所の理事長（以下「理事長」という。）に推薦する。
- (3) 推薦期限は、平成21年1月9日（金）までとする。

9 研究研修員の決定

理事長は、推薦のあった者の中から研究研修員を決定し、その結果を推薦者に通知する。

10 研修の中止等

推薦者は、研修の実施に先立って研修を取り止める場合又は研修期間中に研修を中止若しくは中断する場合は、その理由を付した書面を速やかに理事長に届け出て承認を得るものとする。

11 報告書の提出

研究研修員は、研修終了時に報告書（別紙様式3）を理事長に提出するものとする。

12 修了証書の授与

所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。

13 宿泊施設の利用

研究研修員は、原則として、研究所の研修員宿泊施設に宿泊するものとする。
ただし、やむを得ない場合には、研修員宿泊施設以外の宿泊施設等に宿泊ができるものとする。

14 研修期間中に要する経費

受講料は徴収しないが、宿泊に伴う経費及び別途必要な経費（別紙2）を要する。
なお、当該研究チームの研究活動への参画に当たって、実地調査等に要する交通費は、その実費を研究所で負担する。

15 免許法認定講習

研究研修員で希望するものがあるときは、特別支援教育専門研修の講義を受講し、特別支援学校教諭の一種又は二種免許状の取得に必要な単位の一部習得を可能とする予定である。

16 その他

- (1) 研究研修員については、研修期間終了後に派遣元等との協議により、次年度以降に実施する研究活動の研究協力者とすることができるものとする。
- (2) また、研究活動推進の観点から、派遣元等との協議により、研究研修員の所属機関を当該研究活動の研究協力機関とすることができるものとする。
- (3) この要項のほか、特別支援教育研究研修員制度に関し必要な事項は、別に定める。
- (4) 本研修終了後1年後を目処として、研究研修員及びその任命権者に対して、アンケート調査等を実施する予定である。